

# 平川市指定避難所・指定緊急避難場所一覧 2

No	施設名	住所	掲載マップ番号	指定緊急避難場所（災害の危険から逃げるための場所）					指定避難所
				洪水	土砂	地震	火事	火山	
64	新山ふれあいセンター	新山岡部66-2	1	○	△	○	×	○	○
65	蒲田交流センター	蒲田元宮30-3	1	×	△	○	×	○	○
66	日沼地区コミュニティ施設	日沼高田104-2	1	×	△	○	×	○	○
67	八幡崎地区農業研修センター	八幡崎宮本85-3	1	○	△	○	×	○	○
68	さるか交流館	猿賀遠林1-2	1	○	△	○	×	○	○
69	尾上南田会館	原大野34-2	1	○	△	○	×	○	○
70	みなみの和み館	猿賀南田88-1	1	○	△	○	×	○	○
71	平川市立碓ヶ関小中学校	碓ヶ関三笠山100-2	8	○	○	○	×	○	○
72	平川市碓ヶ関温泉会館	碓ヶ関鯨森8-1	8	×	△	○	×	○	○
73	平川市碓ヶ関地域福祉センター	碓ヶ関三笠山120-1	8	○	○	○	×	○	○
74	平川市碓ヶ関公民館	碓ヶ関三笠山78	8	×	○	○	×	○	○
75	古懸地区集会所	碓ヶ関古懸南不動野8-3	8	○	○	○	×	○	○
76	久吉地区集会所	碓ヶ関水溜16-3	9	○	○	○	×	○	○
77	道の駅いかりがせき（屋内）	碓ヶ関碓石13-1他	8	×	○	○	×	○	○
78	ひらかわドリームアリーナ	町居南田249	3	○	○	○	×	○	○
79	平川市役所本庁舎（1階アヴェッサ）	柏木町藤山25-6	3	○	○	○	×	○	×
80	平川市立小和森小学校グラウンド	大光寺二村井166	1	—	△	○	○	—	○
81	平川市立平賀西中学校グラウンド	大光寺白山13-2	3	—	△	○	○	—	○
82	平川市立柏木小学校グラウンド	柏木町柳田8-2	3	—	△	○	○	—	○
83	平川市立平賀東中学校グラウンド	新館後野104-1	4	—	△	○	○	—	○
84	平川市立平賀東小学校グラウンド	尾崎川合69	4	—	—	○	○	—	○
85	平川市立竹館小学校グラウンド	沖館永田34-3	4	—	—	○	○	—	○
86	平川市立大坊小学校グラウンド	岩館下り松72-2	3	—	△	○	○	—	○
87	平川市立松崎小学校グラウンド	館山上亀岡5-1	1	—	△	○	○	—	○
88	旧平川市立小国小中学校グラウンド	小国川原田12-1	6	—	—	○	○	—	○
89	旧平川市立葛川小中学校グラウンド	葛川家岸13	6	—	—	○	○	—	○
90	中央公園	柏木町藤山27-22	3	—	△	○	○	—	○
91	ひらかわ市民の森	新館東山117-168	4	—	△	○	○	—	○
92	平川市陸上競技場	町居南田252-1	3	—	△	○	○	—	○
93	平賀多目的広場	新館後野104-1	3	—	△	○	○	—	○
94	平川市立金田小学校グラウンド	南田中北原120-1	2	—	△	○	○	—	○
95	平川市立尾上中学校グラウンド	中佐渡南田49	1	—	△	○	○	—	○
96	平川市立猿賀小学校グラウンド	猿賀明堂136-2	1	—	△	○	○	—	○
97	南田中地区公園	南田中東林元12	2	—	△	○	○	—	○
98	新屋町地区農村公園	新屋町松下86-1	1	—	△	○	○	—	○
99	中佐渡地区農村公園	長田野田53-2	1	—	△	○	○	—	○
100	日沼地区農村公園	日沼高田10-1	1	—	△	○	○	—	○
101	猿賀公園	猿賀池上45-3	1	—	△	○	○	—	○
102	平川市立碓ヶ関小中学校グラウンド	碓ヶ関三笠山100-2	8	—	—	○	○	—	○
103	古懸不動尊境内	碓ヶ関古懸門前1-1	8	—	—	○	○	—	○
104	久吉地区農村公園	碓ヶ関久吉山岸17番地1	9	—	—	○	○	—	×
105	道の駅いかりがせき（屋外）	碓ヶ関碓石13-1他	8	—	—	○	○	—	○

## 避難所、避難場所とは？

○避難場所と避難所（正式には指定緊急避難場所及び指定避難所）については、災害対策基本法に定められています。概要については以下のとおりです。

### 避難所（指定避難所）

○立ち退き避難や災害発生などにより自宅に戻れない人が、一時的に生活する施設です。

### 避難場所（指定緊急避難場所）

○火災・地震・洪水・土砂災害など災害の種類に応じて定めた、身の安全を守るための施設や場所です。

### 福祉避難所（二次避難所）

○避難所での生活が困難な高齢者や障がい者、妊産婦など、配慮を必要とする方を受け入れる施設です。

○開設する福祉避難所は、災害の種類、程度によって、その都度市が決定します。

○福祉避難所は、避難生活の長期化に伴い、市（災害対策本部）が必要に応じて開設するものであるため、直接避難することをご遠慮ください。